

福岡県中小企業事業再建支援補助金 Q & A

※ 補助金には各種の手続きや制限があります ※

- 私有財産については天災が原因であっても自費による復旧が原則とされていますが、本事業は、地域の経済・雇用の早期の回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。
- 税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(例)

- 交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。
- 経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。
- 本事業で取得した施設や設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となり、場合によっては補助金の返還が必要となります。(処分とは、補助金で復旧や取得した施設や設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことや、廃棄することをいいます。)

※ 御不明の点などありましたら、お問い合わせください ※

- この資料では、ご質問が多いと思われる内容についてお答えしておりますが、御不明の点などありましたら、資料末尾記載のお問い合わせ方法によりご連絡ください。

令和5年9月

(令和6年1月更新)

福岡県商工部中小企業振興課

目次

1 中小企業事業再建支援補助金の内容（申請手続き関係）	- 6 -
（問1） どのような補助金か。	- 6 -
（問2） 既に施設等の復旧に着手しているが、交付決定前に開始した復旧についても補助対象となるか。	- 6 -
（問3） 補助金の対象となる復旧は、いつまでに完了する必要があるのか。	- 6 -
（問4） 補助金が支払われるまでにどのような手続きがあるのか。	- 6 -
（問5） 補助金の交付申請にはどのような添付書類が必要になるのか。	- 7 -
（問6） 被災状況の確認には、必ず「罹災証明書」が必要になるのか。	- 7 -
（問7） 固定資産課税台帳（市町村備え付けのもの）とは、どんな書類か。また、どのような場合に提出が必要か。	- 7 -
（問8） 災害の復旧に対する補助金の交付申請時には必ず図面が必要か。	- 8 -
（問9） 全ての被災状況について写真が必要か。	- 8 -
（問10） 他の補助金との併用は可能か。	- 9 -
（問11） 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。...	- 9 -
（問12） 中小企業事業再建支援補助金で復旧を行った施設・設備は、保険（共済）に加入する必要はあるのか。	- 9 -
（問13） 補助対象物への保険加入について、小規模事業者は「推奨」となっているが、保険加入しなくてもよいのか。	- 9 -
（問14） 補助対象物への保険加入について、補助事業で復旧した補助対象物が、保険に加入できない場合には、加入しなくてもよいのか。	- 10 -
（問15） 小規模事業者等、事業者規模の判断はいつの時点で行うのか。	- 10 -
（問16） 保険・共済への加入は、いつまでに加入する必要があるのか。	- 10 -
（問17） 保険・共済への加入を示す書類とはどのようなものか。	- 10 -
（問18） BCP（事業継続力強化計画を含む）に係る書類とはどのようなものか。	- 10 -
（問19） 施設・設備の復旧に係る見積書は1者から取ればよいか。	- 11 -
2 補助対象事業者	- 12 -
（問1） 補助対象事業者の要件はあるか。	- 12 -
（問2） 要件の「事業継続計画（BCP）等を策定する事業者若しくは策定済の事業者」とは具体的にどのような事業者を指すのか。	- 13 -

（問３）個人事業主は補助対象事業者となるのか。	- 13 -
（問４）「大企業」及び「みなし大企業」は補助対象事業者となるのか。	- 13 -
（問５）補助対象事業者について、地域や市町村などの限定はあるのか。	- 13 -
（問６）補助対象事業者とならない場合の要件は何か。	- 13 -
（問７）法人が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人となっている場合、補助金の交付申請はどのように行うことになるか。	- 13 -
（問８）共有財産の補助金の交付申請方法について。	- 14 -
（問９）相続が発生している施設の取扱いについて。	- 14 -
（問１０）所有者が行方不明で申請書を作成できない場合の取扱いについて。	- 14 -
（問１１）施設・設備の所有者以外が修繕等を行った場合、修繕を行った者が補助対象事業者となるか。	- 14 -
３ 補助対象経費	- 15 -
（問１）「原形復旧費用」と「補助対象経費」とは何か。	- 15 -
（問２）補助対象経費の範囲はどうなるのか。	- 15 -
（問３）補助対象とならない経費にはどのようなものがあるか。	- 15 -
（問４）原状回復を超える設備の導入は認められないのか。	- 15 -
（問５）補助金額に上限や下限はあるか。	- 16 -
（問６）補助率はどうなっているか。	- 16 -
（問７）施設・設備の規模が従前より大きくなってもよいのか。	- 16 -
（問８）施設・設備の規模が従前よりも小さくなってもよいのか。	- 16 -
（問９）施設の修繕ではなく、施設の建替は補助対象となるか。	- 16 -
（問１０）施設を移転しても補助対象となるか。	- 17 -
（問１１）解体費用は補助の対象となるか。	- 17 -
（問１２）施設等の建替えの場合、設計費用も補助対象となるか。	- 18 -
（問１３）設備の修繕（修理）ではなく、設備の入替は補助対象となるか。	- 18 -
（問１４）設備のみを事業の対象とすることはできるのか。	- 18 -
（問１５）土砂やがれきの撤去に要する費用は、補助対象となるのか。	- 18 -
（問１６）土地のかさ上げは補助対象となるのか。	- 19 -
（問１７）土地の購入費は、補助対象となるのか。	- 19 -

(問 18) パソコンやルームエアコンのような電子機器などは、補助対象となるのか。	- 19 -
(問 19) パソコン機器の復旧を行う際、被災前よりOSがバージョンアップしたものを購入せざるを得ない場合、補助の対象となるか。	- 19 -
(問 20) リース物件は、補助対象となるのか。	- 19 -
(問 21) 消耗品は補助対象となるのか。	- 20 -
(問 22) 器具や工具は補助対象となるか。	- 20 -
(問 23) 陳列されていた商品は、補助対象となるのか。	- 20 -
(問 24) 従業員へ支払う給与は、補助対象となるのか。	- 20 -
(問 25) 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか。	- 20 -
(問 26) 被災後、空き工場を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるのか。	- 20 -
(問 27) 施設が全壊の場合、建替をせず、中古物件を購入することは可能か。	- 20 -
(問 28) 保険の対象となった施設や設備は、補助対象となるのか。	- 20 -
(問 29) 補助金交付時の消費税の取扱いは、どうなるのか。	- 21 -
(問 30) 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか。	- 21 -
(問 31) 住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるのか。	- 21 -
(問 32) 事業用の賃貸物件が被災したが、補助対象となるのか。	- 21 -
(問 33) 駐車場は、補助対象となるか。	- 21 -
(問 34) 資産計上されていない施設、設備も補助対象となるか。	- 22 -
(問 35) 書類が流失し、資産計上されていたことが証明できない。	- 22 -
(問 36) 減価償却済のため資産計上されていたことが証明できない。	- 22 -
(問 37) 自社で実施した復旧工事経費は補助対象となるか。	- 22 -
(問 38) 車両は、補助対象となるのか。	- 22 -
(問 39) 修理不能の車両の入替の場合、どのような手続きを取ればよいか。	- 23 -
(問 40) 車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるか。	- 23 -
(問 41) 割賦販売で購入した車について、所有者が販売会社の場合、補助対象となるか。	- 23 -

4	補助金の変更交付申請について.....	- 24 -
	(問1) どのような場合に変更交付申請が必要か。.....	- 24 -
	(問2) 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が変わっても良いか。.....	- 24 -
	(問3) 設備の入替を行う場合に交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。.....	- 24 -
5	実績報告について.....	- 25 -
	(問1) 実績報告書はいつ提出するのか。.....	- 25 -
	(問2) 実際に補助事業に要した経費が交付決定額を上回った場合は、補助金は増額となるのか。.....	- 25 -
	(問3) 発注書や工事契約書は全て提出が必要か。.....	- 25 -
	(問4) 概算払いを希望しているがどのような手続きが必要か。.....	- 25 -
	(問5) 実績報告書を提出してからどのくらいで補助金が支払われるのか。.....	- 26 -

1 中小企業事業再建支援補助金の内容（申請手続き関係）

（問1） どのような補助金か。

（答）○ 令和5年梅雨前線豪雨により被災された中小企業者等の皆様の施設・設備の復旧を支援するため、復旧経費の一部を補助するものです。

また、施設又は設備の復旧に要する経費には、施設又は設備の原状復旧のみならず、防災機能向上を含めた復旧に要する経費も含むことができます。

ただし、この場合の補助上限額も、従前の施設・設備への復旧等に要する経費に補助率を乗じた金額となります。

- なお、補助金の交付申請ができるのは、復旧を図る施設・設備の所有者となります。

（問2） 既に施設等の復旧に着手しているが、交付決定前に開始した復旧についても補助対象となるか。

（答）○ 令和5年梅雨前線豪雨により被災を受けた後、補助金の交付決定を受ける前から実施している施設及び設備の復旧についても補助対象として認められる場合があります。

ただし、写真や書類等によって被災の事実が確認可能で、かつ、復旧の内容が適正であると認められる場合に限りです。

（問3） 補助金の対象となる復旧は、いつまでに完了する必要があるのか。

（答）○ 令和5年度に交付決定を受けたものについては、事業完了の日から15日以内の日、又は、令和6年2月29日までに、県に対して復旧事業に係る実績報告書を提出する必要があります。

令和6年2月29日までに事業が完了しない、または、完了しないことが予想される場合は、あらかじめ県にご連絡ください。

（問4） 補助金が支払われるまでにどのような手続きがあるのか。

（答）○ 補助金が支払われるまでの手続きは次の手順となります。

- | | |
|--------------|------------|
| ①補助金の交付申請 | （各事業者 → 県） |
| ②交付決定の通知 | （県 → 各事業者） |
| ③復旧工事の着手 | （各事業者） |
| ④復旧工事及び支払の完了 | （各事業者） |
| ⑤実績報告書の提出 | （各事業者 → 県） |
| ⑥現地確認（調査等） | （県） |
| ⑦補助金の額の確定通知 | （県 → 各事業者） |
| ⑧補助金の請求 | （各事業者 → 県） |
| ⑨補助金の支払い | （県 → 各事業者） |

※③については、交付決定前であっても遡及適用され、補助対象となる場合があります。

- 上記のとおり、工事代金支払後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施にあたって資金計画など十分な検討を行ってください。

(問5) 補助金の交付申請にはどのような添付書類が必要になるのか。

(答) ○ 補助金の交付申請に必要な主な添付書類は以下のとおりです。

- ①補助事業計画書
- ②BCP（事業継続力強化計画を含む）に係る書類、又は事業継続力強化計画策定誓約書
- ③保険・共済への加入を示す書類、又は保険又は共済加入誓約書（復旧施設分）
- ④商業登記簿（または、住民票）
- ⑤県税に未納がないことの証明書
- ⑥財務諸表（直近1年分）
- ⑦被災を受けたことが分かる書類（罹災証明書など）
- ⑧施設・設備の所有が分かる書類（現在事項証明書、固定資産台帳、固定資産課税台帳の証明書など）
- ⑨施設・設備の復旧に係る見積書の写し
- ⑩図面（位置図・平面図など）
- ⑪被災写真
- ⑫暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿

(問6) 被災状況の確認には、必ず「罹災証明書」が必要になるのか。

(答) ○ 市町村が事業用の建物・設備について、罹災（被災）証明書（被災の程度の記載がないものを含む）を発行している場合は、罹災（被災）証明書の写しの提出が必要です。

- 罹災（被災）証明書が提出できない場合は、補助金交付申請時に「罹災（被災）証明書が提出できない理由書」を提出してください。

※ 罹災（被災）証明書、建築士による「建物被災状況報告書（交付申請書用）」（福岡県HPに掲載）のいずれも提出できない場合は、理由書に加えて「令和5年梅雨前線豪雨による被災を証する書類」の提出が必要です。

(問7) 固定資産課税台帳（市町村備え付けのもの）とは、どんな書類か。また、どのような場合に提出が必要か。

(答) ○ 固定資産課税台帳は、被災した設備（償却資産）に関して補助金申請を予定している場合に、償却資産の所有（所有者として課税されているか）を確認する書類として必要となります。（施設の場合は、建物登記簿（全部事項証明書）が必要です）

- 固定資産課税台帳は、市町村によってその名称が異なりますので、市町村の窓口にて、ご確認をお願いします。

- なお、市町村が発行する固定資産課税台帳の証明書においては、償却資産の明細が記載されていないもの（分類と評価額のみ記載など）がありますので、明細の記載がない書式の場合は、市町村で発行する明細書、または、償却資産の申告書の控え（写し）を併せて提出してください。

（問8）災害の復旧に対する補助金の交付申請時には必ず図面が必要か。

- （答）○ 施設を復旧する場合は、当該施設の配置図と従前施設の被災箇所及び修繕箇所を明示した各階の平面図（全てのフロア）が必要です。
- また、外壁を修繕する場合には、被災箇所及び修繕箇所を明示した立面図も必要です。
 - 施設の建替えの場合には、従前施設と新施設の双方の図面が必要です。
 - 既存の図面がない場合には、簡単な図面で結構ですが、各階の間取りや用途、面積が分かるように図面を作成し、提出してください。
 - 修繕箇所の明示にあたっては、見積項目と突合できるように、見積書の整理記号及び整理 No.（交付申請書作成マニュアル参照）と見積項目を可能な限り図面上に記載してください。
 - 修繕工事が広範囲に及びなど全ての見積項目を図面に記載することが難しい場合には、主な工事内容（工事費が高い項目や建築附帯設備の入替）を記載してください。
 - 外構の修繕工事がある場合は、配置図等に被災箇所及び修繕箇所を明示してください。

（問9）全ての被災状況について写真が必要か。

- （答）○ 原則として、修繕等を行う被災箇所の全ての写真が必要です。
- 写真の提出にあたっては、見積項目にあがっている修繕内容ごとに被災状況を写真で確認できるようにしてください。
 - 壁のクラック（ひび割れ）など、施設全体に及んでいる被害については、全景と主な被災箇所の写真で結構です。（ひび割れ一つ一つ全ての写真が必要ということではありません。）
 - 既に本復旧済み、もしくは仮復旧済みなど、被災状況が分かる写真を提出できない場合には、現状の写真に被災状況を補足するなどして被災状況が分かるように整理して提出してください。
※実績報告において、復旧前（被災時）・復旧後の写真を提出する必要があります。
 - 写真の提出にあたっては、施設・設備ごとに整理し、施設・設備の名称（整理記号及び整理 No.含む）や撮影場所、被災状況を必ず記載してください。また、写真には番号を付し、図面上に写真番号を記載してください。

（問 10）他の補助金との併用は可能か。

（答）○ 同一の補助対象経費については、他の補助金との併用はできません。

（問 11）交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。

（答）○ 交付申請後、交付決定を受けるまでの間に保険金の受領額が不明な場合は、実績報告時に報告してください。実績報告時に調整します。

○ また、補助金受給後に受領する保険金額が判明した場合は、補助金の返還が必要となりますので、県にご連絡ください。

○ なお、保険金を受領しているにもかかわらず、虚偽の申請を行い、又は前述の保険金額判明後の連絡をせずに、補助金を不正に受給されていることが発覚した場合、交付決定を取り消し、交付した補助金額を全額返還していただくうえで、加算金を徴収することになります。

（問 12）中小企業事業再建支援補助金で復旧を行った施設・設備は、保険（共済）に加入する必要があるのか。

（答）○ 中小企業事業再建支援補助金で復旧を行った施設・設備は、「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に加入する必要があります。

○ なお、今回の災害を鑑み、火災保険・共済等の「水災特約」に入る必要があります。（地震に係る保険・共済への加入については、任意。）

○ 加入する保険（保険会社、保険の種類等）について制限はありません。

（1）小規模事業者：加入推奨

※ただし、（問 13）をご参照ください。

（2）中小企業：加入必須（付保割合は事業規模に応じてご判断ください）

※小規模事業者：中小企業基本法第2条第5項に規定する者を示します。

従業員 20 人以下（商業（卸売業・小売業）・サービス業は 5 人以下）

（問 13）補助対象物への保険加入について、小規模事業者は「推奨」となっているが、保険加入しなくてもよいのか。

（答）○ 小規模事業者については、補助対象物への保険加入は義務ではありません。

しかしながら、令和5年梅雨前線豪雨で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に代わる取組を実施する必要があります。

（例：BCP計画策定、事業継続力強化計画策定、ハザードマップ確認等リスク把握、契約書・顧客情報等バックアップ（クラウド化）、非常時連絡先作成・周知、非常時備品等リスト化及び配置、災害訓練・教育など）

（具体的には、「土嚢を備蓄しておき、災害時に水が入らないような取組」や、「災害時においては、補助された機械装置を2階に移動させる」などの避難計画を作成した等、実績報告書に取組の内容を記載する必要があります。）

（問14）補助対象物への保険加入について、補助事業で復旧した補助対象物が、保険に加入できない場合には、加入しなくてもよいか。

- （答）○ 中小企業事業再建支援補助金で復旧を行った施設・設備は、「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に加入する必要があります。
- ただし、防災機能向上を含めた復旧において、土地の嵩上げを実施した場合等、補助対象物（土地等）がそもそも保険に加入できない（加入できる保険商品が存在しない）場合には、当該補助対象物に限り、保険加入しないことを認める場合があります。

（問15）小規模事業者等、事業者規模の判断はいつの時点で行うのか。

- （答）○ 事業者規模は、発災時、補助金申請時点、補助事業完了時点で判断します。具体的には、以下のとおりです。
- 変動が生じる場合には、個別にご相談ください。
- ① すべての時点で、小規模事業者であれば ⇒ 小規模事業者
- ② すべての時点で、中小企業・小規模事業者（①を除く）であれば
⇒ 中小企業
- ③ いずれかの時点で中小企業・小規模事業者以外となった場合
⇒ 中小企業者以外

（問16）保険・共済への加入は、いつまでに加入する必要があるのか。

- （答）○ 原則として、実績報告時に、保険・共済への加入を示す書類を提出していただきますので、それまでに加入する必要があります。
- 小規模事業者については、実績報告時に保険又は共済加入に代わる取組について報告が必要です。※（問12）（問13）をご参照ください。

（問17）保険・共済への加入を示す書類とはどのようなものか。

- （答）○ 今回補助を受ける施設・設備に対する「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に加入したことを示す契約書（写）、保険証書（写）等。

（問18）BCP（事業継続力強化計画を含む）に係る書類とはどのようなものか。

- （答）○ 策定済みの「BCP（事業継続計画）」又は「事業継続力強化計画」を指します。

なお、補助金交付申請時点で未策定の場合は、年度内の策定を誓約することで補助金交付申請は可能です。この場合は、事業継続力強化計画策定誓約書を提出してください。

(問19) 施設・設備の復旧に係る見積書は1者から取ればよいか。 (令和6年1月追記)

(答) ○ 原則、2者以上からの見積書が必要です。

購入する設備の特殊性や、納期の都合等により見積書が1者からしか取れない場合は、見積書不足理由書を提出してください。

2 補助対象事業者

(問1) 補助対象事業者の要件はあるか。

(答) ○ 要件は次のとおりです。

- ①又は②のいずれかに該当し、ア及びイの要件を満たす者
- ① 令和5年梅雨前線豪雨で被災した中小企業・小規模事業者
- ② ①が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している中小企業・小規模事業者
- ア 事業継続計画（BCP）等を策定する事業者若しくは策定済の事業者
- イ 補助金の交付対象である施設・設備を対象として、自然災害（風水害を含む。）による損害を補償する保険又は共済に加入する事業者。ただし、小規模事業者にあっては、この限りではない（「1 中小企業事業再建支援補助金の内容（申請手続き関係）」（問13）（問14）参照）。

上記の「中小企業」「小規模事業者」の定義（中小企業支援法及び同法施行令）

1 会社及び個人

業種	小規模事業者	中小企業
	従業員規模	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	20人以下	300人以下又は3億円以下
ゴム製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造並びに工業用ベルト製造業を除く）		900人以下又は3億円以下
卸売業	5人以下	100人以下又は1億円以下
小売業	5人以下	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	5人以下	100人以下又は5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業		300人以下又は3億円以下
旅館業		200人以下又は5,000万円以下

- 2 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）
- 3 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が「1 会社及び個人」に該当するもの（農業協同組合、漁業協同組合、商店街振興組合等）
- 4 士業法人（弁護士法人、監査法人、税理法人等）

○ また、補助事業完了後遅滞なく、保険・共済（補助金の交付対象である被災施設・設備を対象として、自然災害（風水害を含む）による損害を補償するもの）への加入義務を負うことについて同意する必要があります。

（1）小規模事業者：加入推奨

※ただし、「1 中小企業事業再建支援補助金の内容（申請手続き関係）」（問13）（問14）をご参照ください。

（2）中小企業：加入必須（付保割合は事業規模に応じてご判断ください）

※小規模事業者：中小企業基本法第2条第5項に規定する者を示します。

従業員20人以下（商業（卸売業・小売業）・サービス業は5人以下）

(問2) 要件の「事業継続計画（BCP）等を策定する事業者若しくは策定済の事業者」とは具体的にどのような事業者を指すのか。

(答) ○ 「事業継続計画（BCP）」又は「事業継続力強化計画」（国認定あり）を今後策定する事業者、または、既に策定済みの事業者を指します。なお、申請時点で策定がなされていないなくても、策定予定であることを誓約することで補助金の申請は可能です。その場合、実績報告までに、事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定して提出する必要があります。

(問3) 個人事業主は補助対象事業者となるのか。

(答) ○ 会社（法人）だけでなく、個人事業主も補助対象となります。

(問4) 「大企業」及び「みなし大企業」は補助対象事業者となるのか。

(答) ○ 大企業及びみなし大企業は、中小企業事業再建支援補助金の補助対象事業者にはなりません。

【参考】

「大企業」の定義：中小企業者以外の事業者

「みなし大企業」の定義は次のとおり。

- (1)発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
- (2)発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者
- (3)大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める事業者

(問5) 補助対象事業者について、地域や市町村などの限定はあるのか。

(答) ○ 令和5年梅雨前線豪雨で被災された福岡県内の事業所であれば、地域や市町村での限定はなく、県下全域が対象となります。

○ なお、本社の所在は問いません。

(問6) 補助対象事業者とならない場合の要件は何か。

(答) ○ 次の方は補助対象事業者にはなりませんので、ご注意ください。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・県税に未納がある者

(問7) 法人が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人となっている場合、補助金の交付申請はどのように行うことになるか。

(答) ○ 復旧する施設・設備について、補助金交付申請を行うことができるのは、所有者に限られます。このため、代表者個人が補助金の交付申請を行う必要があります。

○ この場合、賃貸借契約書や使用貸借契約書等により、代表者個人と当該法人との貸付関係が確認できる資料の提出が必要です。

（問８）共有財産の補助金の交付申請方法について。

- （答）○ 共有財産に係る補助金交付申請については、共有者の代表者が代表して行うことが可能です。この場合、代表者は共有者全員から代表者が代表して申請を行うことの同意書（福岡県HPに掲載）、共有者全員の納税証明書、及び共有者が法人の場合は現在事項証明書（商業登記）、個人にあっては住民票抄本が必要となります。
- なお、共有財産に係る補助率については、共有者の持分毎に共有者の事業者区分に応じて決定します。

（問９）相続が発生している施設の取扱いについて。

- （答）○ 相続が発生している施設について、相続人が確定していても、その相続登記がなされていない場合は、所有者が特定できない状態であるため、補助金の交付ができません。
- 相続登記した後に、補助金申請の手続きを行ってください。
- なお、全ての関係者が合意したうえで、法定相続の持分により登記がなされた場合は、この項の（問８）の共有財産と同様に扱います。

（問１０）所有者が行方不明で申請書を作成できない場合の取扱いについて。

- （答）○ 今回の豪雨に限らず、所有者が行方不明となっており申請書が作成できない場合は、不在者財産管理人を選定いただくか、所有者の法定相続人の代表者が他の法定相続人の同意書（共有者の代表として申請を行うこと。）を取得したうえで申請してください。

（問１１）施設・設備の所有者以外が修繕等を行った場合、修繕を行った者が補助対象事業者となるか。

- （答）○ 補助対象事業者は、必ず所有者となります。
- このため、所有者以外の者が修繕等を行っても、補助対象事業者は所有者となります。この場合、原則として、所有者がその修繕等費用を、修繕等を行った者に対して支払ったことが確認できれば、所有者に対して補助金を支払います。

3 補助対象経費

(問1) 「原形復旧費用」と「補助対象経費」とは何か。

(答) ○ 原形復旧費用

被災した施設・設備等を原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）するのに必要な経費で、補助金額の算定基礎として用いるもの。

※（原形復旧費用－保険受取額）×補助率＝補助金額

○ 補助対象経費

今回実際に取り組む復旧事業において、補助対象と出来る費用（項目、事業内容）（原形復旧費用を基礎に算定した補助金額の範囲内）

○ つまり「原形復旧費用」とは、補助金額を算定する際の基となる費用であり、「補助対象経費」とは、補助対象として認められる復旧（防災機能の向上も含む）に係る経費となります。

(問2) 補助対象経費の範囲はどうなるのか。

(答) ○ 令和5年梅雨前線豪雨で損傷し、継続使用が困難となった施設・設備の復旧に要する経費で、事業計画に基づき事業を行うために必要不可欠な、次の施設・設備が対象となります。

区 分	内 容
施 設	事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他当該補助事業の目的の範囲内で補助事業計画の実施に不可欠と認められる施設 ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。
設 備	補助事業に係る事業の用に供する設備であって、資産として計上するもの ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。入替の場合は、入替設備が同等品であることの確認書等が必要です。

※ 上記の「施設」及び「設備」の復旧の内容によっては、移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費も補助対象となります。

(問3) 補助対象とならない経費にはどのようなものがあるか。

(答) ○ 補助対象となる経費は、施設・設備の復旧に要する工事費等のため、事業費のうち、被災状況調査等の事前調査や事前の点検費用は対象となりません。
○ また、仮設店舗や応急処置など、仮復旧費は対象となりません。

(問4) 原状回復を超える設備の導入は認められないのか。

(答) ○ 補助対象となる経費は、施設・設備の復旧に要する工事費等のため、原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）するのに必要な経費であることを原則としています。

○ ただし、設備の嵩上げ、止水板の設置、排水ポンプの整備等防災機能の向上に係る復旧経費については、補助対象経費として認められます。

この場合においても、令和5年梅雨前線豪雨による災害前に所有していた施設又は設備の原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）に必要な経

費に補助率を乗じた額を補助上限とします。

（問5）補助金額に上限や下限はあるか。

- （答）○ 補助金額の上限は、1事業者につき1億円です。下限額はありません。
○ 複数の事業所が被災された場合であっても、1億円が上限となります。

（問6）補助率はどうなっているか。

- （答）○ 小規模事業者は、補助対象となる経費の2/3以内、中小企業は1/2以内となります。

（問7）施設・設備の規模が従前より大きくなってもよいのか。

- （答）○ 実際に取り組む補助事業については、本事業の目的の範囲内で再建の実施に不可欠と認められる取組であって、防災機能を向上させる復旧であれば、施設・設備の規模が従前より大きくなっても問題ありません。
○ ただし、この場合においても、令和5年梅雨前線豪雨による災害前に所有していた施設又は設備の原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とします。
○ よって、原則として、実際に行う工事とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要となります。

（問8）施設・設備の規模が従前よりも小さくなってもよいのか。

- （答）○ 施設・設備等の復旧に際して、従前施設・設備よりも同等以下（規模縮小）とすることは可能です。被災後の事業環境等を考慮のうえ、事業の継続や売上の回復等のために最も適切な復旧事業としてください。
○ 従前施設・設備よりも同等以下（規模縮小）で復旧した結果、原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）に必要な経費に補助率を乗じた額（補助上限額）に満たない場合には、補助上限額の範囲内で別途、防災対策事業に取り組む事が可能です。
○ ただし、別途の防災対策事業に取り組まない場合（若しくは別途の防災対策事業に取り組んだが、それでも補助上限額に満たない場合）には、実際に取り組んだ補助事業（復旧事業＋防災対策事業）に要した経費が補助上限額となります。

（問9）施設の修繕ではなく、施設の建替は補助対象となるか。

- （答）○ 実際に取り組む補助事業については、本事業の目的の範囲内で再建の実施に不可欠と認められる取組であれば、施設の建替も補助対象となります。
○ ただし、この場合においても、令和5年梅雨前線豪雨による災害前に所有していた施設又は設備の原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とします。
○ なお、補助金額の算定においては、市町村が発行する「罹災証明」、又は、

罹災証明の添付ができない場合等に提出する建築士による証明「建物被災状況報告書（福岡県 HP に掲載）」において、『全壊』又は『大規模半壊』と判定された場合には、修繕ではなく建替に要する費用を原形復旧費用とすることができます。

- また、見積比較により、修繕に要する費用よりも建替に要する費用が安価な場合には、「修繕費用よりも建替費用が安価となる合理的な理由を建築士等が説明した書類（任意様式）」を提出のうえ、建替に要する費用を原形復旧費用とすることができます。
- なお、修繕よりも建替が安価との理由で建替を行う場合であっても、建替後の施設の面積が従前施設の面積よりも増加している場合、その増加分は補助対象となりません（建替を行う場合も、原形復旧費用の算定においては、従前の施設の規模等と同等以下である必要があります）。

（問10）施設を移転しても補助対象となるか。

（答）○ 復旧費のための補助金であることから、現地建替え（原状回復）が原則です。まずは、現地での建替えをご検討ください。

- 河川の拡幅工事による立ち退きや、市町村による集団移転計画、液状化に伴う建築制限、ハザードマップによる浸水想定地域以外への移転など、事業者の責めに帰さない他律的な要因や合理的な理由により、現地での復旧が困難な場合は、建替に要する費用を原形復旧費用とすることができます。
- また、実際に取り組む補助事業については、本事業の目的の範囲内で再建の実施に不可欠と認められる取組であって、防災機能を向上させる復旧であれば、施設の移転も補助対象となります。
- ただし、この場合においても、令和5年梅雨前線豪雨による災害前に所有していた施設又は設備の原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とします。
- なお、移転の場合には、移転前と移転後の土地の安全性を比較し、申請書中でご説明いただく必要があります。
（例：ハザードマップを用いて、浸水想定地域以外への移転の説明など）

（問11）解体費用は補助の対象となるか。

（答）○ 現地での建替えを行う場合には施設の復旧に付随する費用として、従前施設の解体費用も補助の対象となります。

- 復旧のための補助金であることから、現地建替えではなく移転建替えを行う場合には、原則として、従前施設及び移転先の場所にあった施設の解体費用は補助の対象となりません。ただし、隣接する場所で施設を復旧するために、従前施設の解体が必要不可欠な場合には、解体費用が補助対象となることもありますので、個別にご相談ください。

（問 12）施設等の建替えの場合、設計費用も補助対象となるか。

- （答）○ 実際の建築工事等に必要設計費用は補助の対象となります。
- ただし、見積徴取のための経費や設計の前提となる耐震診断費用は補助対象となりません。

（問 13）設備の修繕（修理）ではなく、設備の入替は補助対象となるか。

- （答）○ 実際に取り組む補助事業については、本事業の目的の範囲内で再建の実施に不可欠と認められる取組であって、防災機能を向上させる復旧であれば、設備の入替も補助対象となります。
- ただし、この場合においても、令和5年梅雨前線豪雨による災害前に所有していた施設又は設備の原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とします。
- 設備メーカー等により、「修繕（修理）不能である証明書（任意様式※福岡県 HP に参考様式を掲載）」がある場合は、修繕ではなく、入替に要する経費を原形復旧費用とすることができます。入替に要する経費を原形復旧費用とする場合、従前設備と同等（同等以下）の設備であることを証した書類「設備比較証明書（福岡県 HP に掲載）」の提出も必要となります。
- なお、従前設備が古いなど、同一の設備や同等品が手に入らない場合には、「現在入手できる設備の最低限の性能（被災前と同等でなくても可）」のものに限り、原形復旧費用とすることができます。
- ※「最低限の性能の設備」については、現在入手できる設備の中から、合理的と思われる方法（事業に必要な性能の確保など）により、比較検討を行い、決定してください。中古機器の購入も可能です。
- また、見積比較により、修繕（修理）費用より入替費用が安価となる場合には、入替に要する経費を原形復旧費用とすることができます。この場合、入替費用に補助率を乗じた金額が補助金となります。加えて、「専門業者による修繕（修理）より入替が安価である理由書（任意様式）」の提出が必要です。
- なお、設備の入替にあたり、中古設備の購入も可能です。

（問 14）設備のみを事業の対象とすることはできるのか。

- （答）○ 設備のみ又は施設のみを補助対象とすることも可能です。

（問 15）土砂やがれきの撤去に要する費用は、補助対象となるのか。

- （答）○ 土砂やがれきの撤去のみを補助対象とすることはできません。
- ただし、土砂やがれきを撤去した場所において事業活動を再開する場合、土砂を撤去しないと事業再開ができない場合など、被災した施設・設備の修繕又は入替に必要な場合に限り、付随する費用として補助対象となります。

(問16) 土地のかさ上げは補助対象となるのか。

(答) ○ 中小企業事業再建支援補助金は、施設・設備の復旧費用を補助対象としているため、かさ上げ等の土地の造成に要する費用については補助対象となりません。

(問17) 土地の購入費は、補助対象となるのか。

(答) ○ 土地の購入費は、補助対象とはなりません。

(問18) パソコンやルームエアコンのような電子機器などは、補助対象となるのか。

(答) ○ 資産計上されない備品・什器は原則として補助対象外ですが、パソコンやルームエアコンのような電子機器などについては、資産計上されており、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがありますので、個別にご相談ください。

なお、ソフトウェアについては、原則として補助対象とはなりません。

○ また、業務外での使用が確認された場合は、補助金の返還が求められます。

(問19) パソコン機器の復旧を行う際、被災前よりOSがバージョンアップしたものを購入せざるを得ない場合、補助の対象となるか。

(答) ○ パソコン機器については、資産計上されており、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となります。

○ しかし、業務外利用の可能性のあるものについては補助対象となりません。

○ 本事業は、原状回復を基本とするものであり、その「原状回復」とは、「設備等を調達した当時に期待されていた機能の回復」と整理しています。

その「原状回復」には、調達した当時から技術や市場の変化がある場合に、調達した当時に期待されていた機能の回復については、現時点の技術や市場に照らして同等と言えるものの回復も含まれます。

○ 被災したパソコン機器について、調達した当時から技術や市場の変化がある場合に、現時点の技術や市場に照らして同等であり、例えばバージョンアップしたものが一般的であるといえるような場合、原状回復として整理し、補助対象となることがあります。

(問20) リース物件は、補助対象となるのか。

(答) ○ リース物件が使用者の事業継続に必要不可欠と判断される場合は、補助対象となります。

○ この場合において、リース事業者（資産の所有者）が補助金の交付申請を行う必要があります。

（問21）消耗品は補助対象となるのか。

（答）○ 消耗品は、補助の対象となりません。

（問22）器具や工具は補助対象となるか。

（答）○ 当該器具や工具が資産計上されており、業務用のみに使用していたものであれば補助対象とすることができる場合があります。
○ なお、汎用性のある器具や工具の場合は上記であっても対象とならない場合もありますので、個別にご相談ください。

（問23）陳列されていた商品は、補助対象となるのか。

（答）○ 陳列されていた商品や在庫品、仕掛かり品や原材料などは補助対象とはなりません。

（問24）従業員へ支払う給与は、補助対象となるのか。

（答）○ 給与は、補助対象とはなりません。

（問25）風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか。

（答）○ 中小企業事業再建支援補助金は、施設・設備等の直接被害を補助対象としており、逸失利益のような間接被害は補助対象とはなりません。
○ 持続化補助金等を活用した販路開拓等をご検討ください。

（問26）被災後、空き工場を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるのか。

（答）○ 家賃は、補助対象とはなりません。

（問27）施設が全壊の場合、建替をせず、中古物件を購入することは可能か。

（答）○ 実際に取り組む補助事業については、本事業の目的の範囲内で再建の実施に不可欠と認められる取組であれば、中古物件の購入費も補助対象となります。
○ ただし、この場合においても、令和5年梅雨前線豪雨による災害前に所有していた施設又は設備の原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とします。

（問28）保険の対象となった施設や設備は、補助対象となるのか。

（答）○ 保険の対象となっている施設や設備も補助対象となります。
○ 但し、当該施設や設備の復旧に要する経費から、受取保険金額を控除した額が補助対象経費となります。
○ なお、被災により保険金が請求できるにも関わらず、請求を行わない場合、当該物件については、補助対象外となり、補助金を申請することはできません。

〔問29〕 補助金交付時の消費税の取扱いは、どうなるのか。

- (答) ○ 消費税分は、補助対象とはなりません。補助金交付申請は、消費税を含まない形で申請をお願いします。
- また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

〔問30〕 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか。

- (答) ○ 復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ（面積按分）が補助対象となります。補助対象部分は、利用状況、図面等により特定します。
- また、復旧に要する見積金額を「事業用のみの事業費」「非事業用のみの事業費」「全体影響事業費」に区分し、事業用面積比率や対象外店舗の減額率を乗じて補助対象経費を算出します。
- なお、区分ごとの計上は次のとおりとなります。
- ・「事業用のみの事業費」
店舗等の事業用部分にかかる内装工事費用（床、内壁、天井等）
 - ・「非事業用のみの事業費」
住居部分等の非事業用部分の内装工事費用（床・内壁・天井等）や住宅設備費用（キッチン・ユニットバス等）
 - ・「全体影響事業費」
区分できない費用（基礎・躯体・屋根・外壁等）

〔問31〕 住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるのか。

- (答) ○ 住居用の賃貸アパートや賃貸マンションは補助対象とはなりません。
- 中小企業事業再建支援補助金では、販売目的の商品を補助対象外としており、同様に、賃貸目的の施設は原則として補助対象となりません。

〔問32〕 事業用の賃貸物件が被災したが、補助対象となるのか。

- (答) ○ 貸付物件は原則として補助対象となりません。
- ただし、被災時に「中小企業又は小規模企業者」の事業用として貸付していた施設・設備で、当該事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合には例外的に補助対象となります。
- 使用者である事業者（借主）が被災当時の使用者から入れ替わった場合、使用者が大企業である場合は、当該使用者が使用する部分は、面積按分により補助対象から除外されます。

〔問33〕 駐車場は、補助対象となるか。

- (答) ○ 駐車場は、事業用資産として計上してある場合には、補助の対象となります。

す。

- ただし、従業員駐車場などは福利厚生施設に該当し、対象となりません。
- また、月極駐車場や時間貸しの駐車場については、賃貸物件となるため、補助の対象となりません。

（問34）資産計上されていない施設、設備も補助対象となるか。

（答）○ 資産計上されない施設・設備は原則として補助対象外です。但し、資産計上されていない施設や設備であっても、売買契約書、購入業者やメンテナンス業者からの証明等（第三者による客観的な証明ができるもの）により、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助の対象となります。

- 資産計上されていない施設や設備がある場合には、個別にご相談ください。
- なお、補助金により復旧した施設・設備については、原則として、復旧後に資産計上していただく必要があります。

（問35）書類が流失し、資産計上されていたことが証明できない。

（答）○ 原則、資産計上され、所有していたことを確認する必要があります。固定（償却）資産台帳については、所管する税務署又は担当税理士等に相談してください。

- なお、取得できない場合は、個別に相談してください。

（問36）減価償却済のため資産計上されていたことが証明できない。（令和6年1月追記）

（答）○ 売買契約書、購入業者やメンテナンス業者からの証明等（第三者による客観的な証明ができるもの）により、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助の対象となります。

提出可能な書類について、個別に相談してください。

（問37）自社で実施した復旧工事経費は補助対象となるか。

（答）○ 自社で復旧工事を行った場合にも補助の対象となりますが、補助対象経費から申請者自身の利益を除く必要があります。

したがって、自社復旧の場合に対象となる経費は、材料費等の実費のみとなり、人件費等は含みません。

- 調達した資材等については、原価証明書等により調達原価であることを証明する必要があります。

（問38）車両は、補助対象となるのか。

（答）○ 資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの（企業名が車体に印刷されている等）については、補助対象となります。（非事業用との按分による資産計上をされている場合は、対象外となります。）

- ただし、業務外利用の可能性のあるものについては、補助対象外となります。詳しくは別紙「中小企業事業再建支援補助金に関する車両の復旧に係る取扱いについて」を参照してください。
- また、業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金の返還が求められます。

(問39) 修理不能の車両の入替の場合、どのような手続きを取ればよいか。

- (答) ○ 車両の入替の場合は、当該車両が修理不能であることの証明書（福岡県HPに例を掲載）の取得、及び自動車登録について「永久抹消」の手続きを行う必要があります。
- すでに売却等を行っている場合は、売却先に永久抹消の手続きを依頼してください。なお、協力が得られなかった場合は、これまでの経緯が分かる資料、関係書類などを用意のうえ、個別にご相談ください。

(問40) 車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるか。

- (答) ○ 被災前の車両に装備されており、業務で使用されるものについては補助対象となります。
- ※ 自動ブレーキの標準化など、車両の主流の変化や、メーカーの違いにより同一の設定がない、等の事情により一部の機能・性能が上がってしまうようなケースについては、「設備比較証明書」等により総合的に同程度の水準と判断されれば補助対象となる場合があります。

(問41) 割賦販売で購入した車について、所有者が販売会社の場合、補助対象となるか。

- (答) ○ 割賦販売で購入した物件が被災した使用者の事業継続に必要不可欠と判断される場合は、補助対象となります。
- この場合において、車両の所有者（自動車登録の所有者）が補助金の交付申請を行う必要があります。
 - ※ 割賦販売で購入した物件について、その使用者（所有者でない者）が補助金交付申請をすることはできません。

4 補助金の変更交付申請について

(問1) どのような場合に変更交付申請が必要か。

(答) ○ 次の①～③に該当する場合には、変更交付申請が必要です。

- ①補助対象経費全体の減少額が30%を超える場合
- ②補助対象経費の区分相互間（施設・設備）において、いずれか低い額の30%を超える経費を流用する場合
- ③補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

- 相続や法人の会社合併等により、交付決定後に事業者が変更となる場合は、変更交付申請を行う必要があります。
なお、交付決定前の場合は、交付申請を取り下げて、変更後の事業者が新たに交付申請を行います。
- なお、面積按分がある場合に事業用比率が変わったことにより補助金額の減額があった場合などでも、補助対象経費に30%を超える変動がなければ変更交付申請は不要です。
- 変更交付申請が必要かどうかは個別にご相談ください。

(問2) 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が変わっても良いか。

- (答) ○ 交付申請時の見積事業者では施工不可などの特別な事情が生じた場合は変更可能です。
- この場合において、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に補助事業の内容と経費に変更がないことが分かる見積書、施工事業者が変更となった理由書を提出してください。
- なお、内容や金額に変更が生じる場合は、事前に個別にご相談ください。

(問3) 設備の入替を行う場合に交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。

- (答) ○ 特別な事情が生じ、交付申請時の設備が導入できなくなった場合には変更可能です。
- この場合において、実際に導入する設備についての設備比較証明書が必要となります。加えて、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に実際に導入する設備についての設備比較証明書、導入設備が変更となった理由書を提出してください。
- なお、内容や金額に変更が生じる場合は、事前に個別にご相談ください。

5 実績報告について

(問1) 実績報告書はいつ提出するのか。

- (答) ○ 実績報告書の提出は全ての補助事業（施設・設備の復旧整備）が完了し、全ての支払いが終わった日から15日以内、又は、令和6年2月29日のいずれか早い期日までに提出してください。
- 実績報告書の提出は1部で結構ですが、提出後、現地確認の際に必要となりますので、必ず控えをご用意ください。

(問2) 実際に補助事業に要した経費が交付決定額を上回った場合は、補助金は増額となるのか。

- (答) ○ 交付決定額が補助金支払の上限額となりますので、精算額が増額となっても補助金額は増額とはなりません。
- なお、精算額が減額となった場合には、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

(問3) 発注書や工事契約書は全て提出が必要か。

- (答) ○ 工事金額が少額であるなどの理由から、書面にて契約を交わしていない場合は、改めて契約書を作成する必要はありません。発注書等、既存の書類で契約書の代わりとなるものの写しを提出してください。
- ただし、工事の実績を確認するための写真（施工前・施工後）や請求書、領収書等の支払いを確認する書類は必要です。
- なお、応急処置済みなど、被災状況が分かる写真がない場合には、現状の写真に被災時にどのような状態であったのか、また、どのような応急処置を行ったのか等の補足説明を記載してください。

(問4) 概算払いを希望しているがどのような手続きが必要か。

- (答) ○ 概算払いは、施設・設備単位で工事が完了（支払いまで完了）し、供用開始しているものが対象となります。
- よって、工事途中の施設・設備については、支払いはできません。
- 概算払いの請求は、交付決定日から実績報告書提出日までの間で1回行うことが可能です。
- 概算払いの手続きは、一部精算する手続きとなりますので、概算払い申請時には、実績報告書に準じた書類の提出が必要となります。
- 概算払い時に提出した書類は、実績報告時に再度提出していただくこととなりますので、必ず控えを保管しておいてください。
- 概算払いを希望される場合は、県までご相談ください。

（問5）実績報告書を提出してからどのくらいで補助金が支払われるのか。

（答）○ 実績報告書の提出状況によって異なりますが、報告書の提出後、1～2か月程度を要します。

実績報告書の提出を受けた後、書類審査及び現地確認を行い、補助金額を確定し、補助金額の確定通知を行います。その後、確定通知に基づき補助金の請求を行っていただき、補助金の支払いとなります。

○ なお、年度末など実績報告書の提出が集中する時期には、通常よりも時間を要する場合があります。

【お問い合わせ先】

（本補助金の交付申請に係る相談、交付申請受付に関すること）

福岡県中小企業事業再建支援補助金事務局

電話：050-1754-4261（平日9：00～17：00）

メールアドレス：fukuoka-saikenhojokin@his-world.com

（交付申請後の手続き、その他本補助金に関すること）

福岡県 商工部 中小企業振興課 経営支援係

電話：092-643-3425（平日9：00～17：00）

メールアドレス：keieishien@pref.fukuoka.lg.jp